

# 次世代 IT 労務月報

2026 年  
3 月号  
NO.43

発行者・文責



社会保険労務士 代表 井上 利明

〒501-1165 岐阜市西改田宮西 26-1 エス B101 号室  
電話：090-2944-6028 FAX：058-234-0331  
e-mail：inoue@next21it-sr.com H P：https://next21it-sr.com/



トピックス

- ◆ キャリアアップ助成金「賃金規定等改定コース」について②（取り組みと申請）
- ◆ 失業給付について①（基本手当の受給資格と手続きの流れ）

## ● キャリアアップ助成金「賃金規定等改定コース」について②（取り組みと申請）

前回に引き続き、キャリアアップ計画書を提出してからの取り組みと申請までの流れについてご説明します。

① キャリアアップ計画期間内に就業規則の賃金規定等（賃金規定、賃金テーブル、賃金一覧表等）を作成し、増額改定に取り組みます。賃金一覧表を新たに作成する場合は有期雇用労働者等の基本給を時給、日給または月給に換算し、右記のように金額の多寡の順に作成して取り組みます。

また、増額改定前の賃金規定等は 3 カ月以上運用する必要があります。

② すべての等級の金額を 3%以上増額となるように改定し、実際に、改定後の基本給で給与を支給します。既存の賃金規定等を改定する場合、対象労働者が位置付けられていない等級も含め、全て増額改定していることが必要です。

③ 対象労働者の賃金規定等を改定した（賃金規定等の増額を適用した）後 6 ヶ月分の賃金を支給した日の翌日から起算して 2 か月以内に申請ができます。

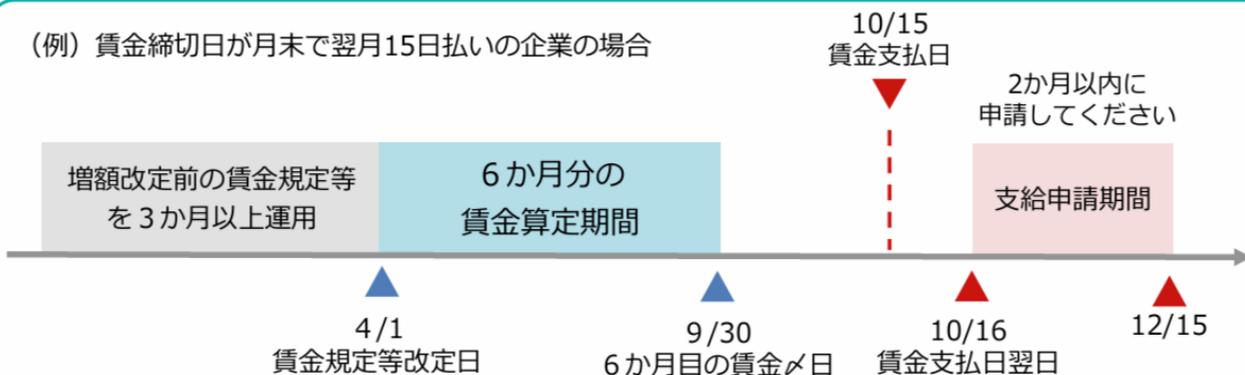
＜賃金一覧表（時給換算の場合）＞

等級	改定前時給	改定後時給
1	1,110円	1,150円
2	1,130円	1,170円
...	...	...
9	1,270円	1,310円
10	1,290円	1,330円



3%以上UP!

（例）賃金締切日が月末で翌月15日払いの企業の場合



※ 「職務評価加算」を申請する場合は、賃金規定等の改定前に職務評価を実施し、その結果を改定に反映していることが必要です。

## ● 失業給付について① (基本手当の受給資格と手続きの流れ) ※ハローワークパンフレット抜粋

雇用保険の失業等給付には、失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付として、「**求職者給付**」がごございます。

求職者給付には「**基本手当**」「**高年齢求職者給付金**」「**特例一時金**」などがありますが、今回は代表的な「**基本手当**」の受給資格と手続きの流れについてご説明します。

受給資格は原則として**離職の日以前2年間に12カ月以上の被保険者期間が要件**です。但し、**倒産・解雇等やむを得ない理由による離職の場合は離職の日以前1年間に6カ月以上の被保険者期間が要件**となります。

### ① 求職申込と受給資格の決定

受給手続きをする本人が**必要書類**（**離職票一1、離職票一2、マイナンバーカード等、写真2枚、通帳**）をハローワークまで持参し、受給資格の確認・決定を行います。



### ② 雇用保険説明会

ハローワークから受給資格者証など必要な書類が渡されます。また、雇用保険の受給手続きの進め方や就職活動について説明を受けます。

### ③ 待機期間

受給資格の決定を受けた日から、**失業の状態が通算して7日間経過する日までを「待機期間」といい**、この期間は失業手当が支給されません。

(給付制限) 自己都合で離職された方は待機満了の翌日からさらに原則1カ月間、懲戒解雇で退職された方は待機満了の翌日からさらに3カ月間、基本手当は支給されません。

### ④ 失業の認定

**認定日ごと**（原則として**4週間に1回**）に受給資格証と失業認定申告書を提出します。**就労の有無、求職活動の実績などを確認して失業の認定**が行われます。

### ⑤ 基本手当の支払い

失業の認定を受けた日数分の基本手当は、ご本人の普通預金口座への振込みとなります。金融機関によって異なりますが、おおむね1週間程度です。

失業している日に受給できる1日当たりの金額を「**基本手当日額**」といいます。

原則として、離職の日以前の6か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額（「**賃金日額**」といいます）のおよそ5～8割で、賃金の低い方ほど高い給付率となっています。また、基本手当日額には、**上限額・下限額**が定められています。

◆ およその計算式

$$\left( \frac{\text{離職以前6か月の賃金の合計}}{180} \right) \times (\text{給付率}) \times 100 = \text{【基本手当日額】}$$

賃金日額

※ 60～64歳の方については45～80%

### < 基本手当の給付日数 >

#### ◆ 定年、契約期間満了や自己都合退職の方

被保険者であった期間 離職時の満年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

#### ◆ 障害者等の就職困難者

被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満		360日

#### ◆ 特定受給資格者・一部の特定理由離職者

被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

※特定受給資格者（倒産・解雇等の理由）及び特定理由離職者（その他やむを得ない理由等）は一般の退職よりも多い給付日数となります。

### ⑥ 原則として**4週間ごとに認定日が指定**されます。

求人閲覧、職業相談などは認定日以外でもハローワークで利用できます。